

第 8 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の変更について（案）

あきる野市長 中嶋 博幸

1 計画変更の内容

第 5 章 介護保険事業の基盤

第 3 節 介護基盤の整備

3 施設サービス

①介護老人福祉施設

新旧対照表（計画書 6 7 ページ）	
変更前	<p>市内には、定員 100 人前後の介護老人福祉施設（大規模特別養護老人ホーム）が 13 施設・1,320 床あり、第 8 期介護保険事業計画期間中においては、<u>原則として新たな整備の必要はないといえます。</u></p> <p><u>しかしながら、東京都においては、介護老人福祉施設のサービス量の確保が喫緊の課題であること及び市内における需要の増加に備えておく必要があることから、事業者から申出があった場合は、御堂中学校西側市有地を活用し、1 施設 100 床を限度に、先行して整備に着手できることとします。</u></p>
変更後	<p>市内には、定員 100 人前後の介護老人福祉施設（大規模特別養護老人ホーム）が 13 施設・1,320 床あり、<u>計画変更後の</u>第 8 期介護保険事業計画期間においては、<u>新たな整備は行わないこととします。</u></p>

2 計画変更の理由

令和 3 年 3 月に策定した第 8 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第 8 期計画」という。）については、令和 3 年 3 月 3 日付けであきる野市介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）から報告があった第 8 期計画（案）の内容と異なる内容で、市の政策として計画決定しました。

しかしながら、市議会に設置された介護老人福祉施設の創設に関する調査特別委員会の報告書及びあきる野市介護保険推進委員会からの報告を踏まえ、「第 8 期計画期間においては、介護老人福祉施設の新たな整備は行わない」こととして、市として政策を転換するに当たり、当該第 8 期計画を変更するものです。

なお、第 9 期計画以降の介護老人福祉施設（大規模特別養護老人ホーム）の整備については、引き続き、将来の介護需要の動向や策定委員会での検討・報告などを踏まえ、改めて、判断していきます。

3 計画変更にあたって必要な措置

介護保険法第117条第11項では、「市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

このことから、介護老人福祉施設の整備の必要性について、改めて、保健医療関係者、福祉関係者、学識関係者、被保険者などで組織するあきる野市介護保険推進委員会において協議していただき、ご意見を伺っています。(※)

【※あきる野市介護保険推進委員会で取りまとめられた意見（要旨）】（令和4年12月21日開催）

次の2つの理由から、第8期計画期間において、介護老人福祉施設の整備については必要ないこととして結論づけられ、市長へ報告されています。

- ①介護老人福祉施設を取り巻く状況が令和3年3月に計画が策定されたときと変わっていないこと、すなわち、令和3年3月に先のあきる野市介護保険事業計画策定委員会から前市長へ計画（案）の報告をしたときと介護を取り巻く状況の変化がないこと。
- ②引き続き、介護サービスを支える介護人材の確保が喫緊の課題であること。

4 介護保険料への影響について

介護老人福祉施設の開設には、整備に関する東京都の補助協議等に2～3年かかることなどを踏まえ、第8期計画で介護保険料を見込む中では、介護老人福祉施設の整備に伴う介護給付費の増加分は反映していません。

したがって、今回の計画変更に伴い、第8期計画期間において介護保険料が増減することはありません。